

親族の構造

——社会人類学的アプローチ——

光 吉 利 之

I 問 題

日本の伝統的な親族構造の分析のための基本的視点として、同族組織および親族関係が内部的に分化した体系として共存し、それが同時的に展開すること、また、全体としての親族組織の性格はこの二つの体系のいずれが機能的に優位性をもつかによって決定されるということについては、すでに若干の検討をつうじて明らかにした¹⁾。そのさいとくに次の点に関して仮説的な見解を提出した。すなわち、このような二つの親族体系の共生関係を可能にする契機は、その構成単位である伝統的家族としての家の内部的諸関係に内包されている。日本の家は、伝統志向的な家父長制的構造原理を契機として成立する関係と家族に普遍的な機能にそくして構造化される核家族関係を内包する。同族は前者をモデルとする親族体系であり、親族は後者をモデルとする体系である。

ところで、この提言はいずれかといえば単なる発想に止まり、必ずしも分析的ではなかった。そこで、本稿ではまず第1にこの問題の分析のために有効と思われる概念を摘出し、第2にこれらの諸概念を日本の親族の分析に適用することによって、二つの体系の共生関係および同時的展開の論理とメカニズムを明らかにし、これらの諸概念のもつ有効性について検討を加える。さしあたって、descent および filiation の対概念が取上げられ、つづいてこれらの諸概念の家・同族・親族への適用が試みられる。

II 概 念

1 親族組織は、婚姻と出生を基準にして個人間の諸関係を整序するために構成される社会的メカニズムである。一般にカテゴリーとしての親族関係網は、自己が二つの核家族に所属するという

事実から発生する。自己よりみて父・母・兄弟姉妹の関係は定位家族 (family of orientation) において、夫婦・息子・娘の関係は生殖家族 (family of procreation) において成立し、このような関係の連鎖的拡大によって自己を中心とする親族関係網が形成される。しかし、この関係はあらゆる社会において普遍的な社会的カテゴリーとしての関係網であり、親族体系は、このようなカテゴリーとしての親族関係網を基礎にして特定の親族間に相互に期待された地位と役割の体系を構成する。当面の検討の対象である descent および filiation の概念は、ともにこのような親族体系の領域に関係する。両者はともに特定の社会における親族的ネットワークから抽出された特別の地位を意味し、親-子関係の確定に関係する概念である²⁾。

ところで、あらゆる個人は父と母をもつという単純な命題は、親族組織に対して次のような問題を提起する。すなわち、個人はその父の親族、母の親族、あるいは双方の親族のいずれに帰属せしめられるかの問題、換言すれば、個人が社会からその両親の一方のみに参加するよう要求される程度の問題である。この問題については、次のような二つの対立的な仮説が立てられている。

第一は、親族は政治的・経済的・社会的諸関係の基礎になる自律的全体を構成し、個人はその一生をつうじて一つ以上の親族集団のメンバーシップを得ることはできないとみなす立場である。したがって、単系社会においては、彼の社会的地位を決定しえない親が所属する親族集団、また、彼の配偶者の所属する親族集団へは、彼がこれらの集団のメンバーに対してもつ個人的感情とは無関係に参加しえないものとみなされる。これに対して、単系的に組織された出自集団の存在とは関係なく、あらゆる社会において、個人は親族的権利

・義務の点からみて、父方、母方の親族に双系的に関係しうるとみなす第2の理論的立場がある。すなわち、単系社会においても、単系的な拡大家族やリニエジへの参加と同時に、他方では出自を決定しない親族および姻族に所属しうるとみなす立場である。したがって単系親族集団は、他の親族的結合と対立的ではなく相互補足的であることが強調される。filiation の概念は、この第二の仮説の文脈においてとくに問題にされる。

2 filiation は、特定の両親の子供であるという事実を意味する。より正確に表現すれば、それは、両親の嫡出の子 (legitimate child) であるという事実によって創出される関係を明示する概念である³⁾。したがって、この関係は第一に対 (dyad) 関係である点で特殊である。親族体系における特定の対関係が filiation であり、親一子関係が親族体系に含まれる他の対関係とは異なるものとして認識されるのは、この概念にもとづく。⁴⁾ 第二にこの関係は普遍的に双性的 (bilateral) である。親一子関係の認知を父母双方に設定するという事実は普遍的であり、フォーティスはこの事実を equilateral と表現している。⁵⁾

このような filiation の概念がもつ二つの特徴は、さらに次のことを含意している。一般に家族の内部構造は、家族に固有の普遍的な社会関係である内在的関係と、家族に外在する全体社会の構造から派生する制度的規範への接続によって規定される外在的関係を不可分に内包する。親一子関係の事実、すなわち、特定の親族によって子供を生み、扶養・教育するという活動を含む諸活動の複合体は、経験的にあらゆる社会において確認することができる。したがって、それは家族の内在的関係としては、子供の養育の責任・扶養および社会化—という事実から派生する世代間の特殊な情緒的・道徳的結合および断絶の複合体を内実としている。⁶⁾ このようにこの関係はほんらい家族の内在領域において発生し展開する。しかしそれはまた家族に外在する領域における認可によって正当化されることが要請される。このような意味で filiation は単なる親一子間の接合という系譜的単位であるばかりではなく、家族の内在的関係および外在的関係において機能する実質的な社会関係をも含意している。さらに子供は、責任ある

扶養者としての社会的父とともに母をもつことが社会的な文脈において要求される。このことは、彼が他の個人ないし社会全体に対して、彼自身を母方親族および父方親族に双性的に関係づける用意が必要であることを意味する。このいずれかが欠ければ、彼は家族の内在的関係および外在的関係において、様々なハンディキャップをこうむる。⁷⁾

以上のことは、filiation が個人の地位を構成する権利・義務を明確にするための社会的に承認された身元証明書であることを意味している。これは、両親が親族体系のそれぞれの領域においてもつ位置から派生した地位を子供自身が現実化することを資格づける。⁸⁾ したがって、これは各世代の次の世代による肉体的・心理的・社会的代置を保証するメカニズムであり、このような意味で、世代間の連続および再生産を保証する连接的メカニズムであるといつてよい。⁹⁾ ところで、この概念はまた、家族における兄弟姉妹関係にも関係する。sibling はこのような文脈においては共通の親一子関係、すなわち co-filiation を意味する。したがって、それは共通の親一子関係の身分証明書をもつことを含意しており、sibling の平等性を明示している。しかし、このような家族の内在的関係における平等性は出生序列によって等級づけられ、また性別に附与された社会的評価の相違にしたがって修正されるのがふつうである。¹⁰⁾ 以上のように、filiation は家族の内部構造における基礎的諸関係、さらに親族体系の基本的な結合契機である親一子関係および兄弟姉妹関係を説明するための基礎概念であるといつてよい。

3 filiation が子供と両親との間に設定される対関係であるのに対して、descent は親を媒介にして、個人とその祖父母あるいはそれ以上の世代の系譜的な先行者である祖先との間に設定される関係である。¹¹⁾ この関係は系統 (pedigree) を辿ることによって成立する。ある個人の系統は、全体的にみれば祖先から各世代にわたって双性的に分岐している。しかし、通常それは選択的に利用される。そして、その系統が単一の祖先に収斂している2人ないしそれ以上の人々は、descent によって結合しているものとみなされる。¹²⁾ ところで

descent は filiation を前提にして成立する。すなわち、自己を中心してみれば、系統は filiation の連続的な段階を辿ることによって確立される。それは最小限二組の filiation の連続的段階を必要とする。したがって、descent の規則は、filiation の二つの基本形式（父—子関係、母—子関係）のいずれが、またどのような filiation の連続的段階の組合せが、社会的に承認された系統関係を確立するために利用されるべきかを明確にする。その故に、父系出自の規則は、もっぱら patrifiliation の連続的な段階を基礎にして成立する系統関係のみが、descent を決定するものとして承認されることを明らかにしている。¹³⁾

このように、descent の関係したがって descent のカテゴリーは filiation を必要条件とする。しかし、それはまた filiation とは対照的に基本的には家族の外在的関係において成立する。この差異は、たとえば filiation の連続的段階を基準とした祖父—孫関係と descent を基準としたそれとの差異に示されている。¹⁴⁾ この二つの地位は、それぞれ同一の人間によって占められているが、前者は祖父—孫関係にみられる友好関係として後者は権威関係として表現される。友好関係は基本的には家族の内在的領域において、権威関係はコミュニティにおける祖父の権威的な地位、すなわち、家族の外在的領域において成立する関係であると理解してよい。このように、descent が社会的に承認されている社会においては、親はその子（実子・養子を含む）に対して filiation によって創出された身元証明のみではなく、親より上の世代の先行者から継承された身元証明、すなわち、社会的に承認された先行者との関係によってのみ獲得しうる地位をも移譲する。しかし、日本の親族論の視角からみれば、他方において出自集団のメンバーシップを伝達しない親との間の filiation が異質の社会関係として存在する点に注目すべきである。たとえば、父系出自集団においては、男性はリネージュのメンバーシップとともに patrifiliation をその子供に伝達するが、女性は彼女のリネージュにおける地位ではなく、その定位家族における地位（娘、姉妹）において保持する親族との関係のみを伝達する。このような意味で、filiation は descent に対して相互補完的であり、したがっ

てそれは、子供と descent を決定しない親の親族との間の基本的な結合契機になりうる。¹⁵⁾

上述のように、出自集団は経験的には特定の社会の集団のすべてのメンバーが同一の系統形式を共有し、その系統のすべてが単一の共通の祖先に収斂するという事実によって構成される。したがって、それは祖先中心的な集団構成の準拠点をもち、その故に理論的には自律的集団 (corporate group) の性格をもつはずである。¹⁶⁾ ここで自律性とは、その成員の交代とは無関係に永続性を維持し、内部的にはフォーマルな排他的地位を独占しうる性格をいう。その永続性と排他性は、基本的には descent を基準とするメンバーの排他的な補充によって保証される。

Ⅲ 適用

1 前述のように、日本の伝統的な親族組織は二つの異質の親族体系を構成要素として内包している。このような共生関係が成立しうるのは、その構成単位である家自体に二つの体系への展開を可能にする異質の契機が内包されていることを前提にしているはずである。日本の親族の分析に対して、構成単位論が特別の意味をもつのはこのような根拠による。ところで、構成単位である家の解釈については、必ずしも一致した見解はない。しかし、当面の問題視角からみて、主要な論点は家を親族体系の1カテゴリーとみる基本的立場から、それが親族体系としてもつ構造的特徴を社会人類学における親族概念—descent と filiation—を適用することによって明確にすることである。

このように問題を限定しても、家の性格は複雑である。蒲生正男は、従来の家族論が「家族の普遍性にこだわって、双系性におぼれ、結果として親族組織論との断絶を余儀なくされた」という基本的発想から、「家族一般」と「家」を概念上区別し、「双性家族の普遍説」を否定し、「家」は成員の交替に関係なく「特定の差別的価値の永続・固定化を意図した単系家族ないしは単性家族」と規定する。⁷⁾ この見解は、家を「単性家族」と規定することによって、親族としての同族の単系性との「断絶」を回避し、構成単位と親族体系との構造的ー貫性を明確にすることを意図している。しかし、同族の優位な親族体系においても

たとえ単系の規定による構造的バイアスを示すとはいえ、双性的な親族関係が完全にその機能を停止させ、潜在化していたのではなく、それが同族に補完的に重要な親族的機能を遂行した事実は否定しえない。したがって、「単性家族」の強調は、逆に構成単位である家族の単性と親族関係の双性性との間の論理的矛盾を浮び上らせることになる。それ故、二つの親族体系の共生関係を承認する立場から、なお、構成単位と親族体系の構造的な一貫性を主張するためには、異なった視点が必要とされる。筆者が喜多野清一にしたがって、日本の家に二つの構造化の契機を認めようとするのは、以上のことを念頭に置いていたことによる。しかし、この提言は、ある意味では視点を提示したに止まり分析は不十分であった。そこで以上のような前提からまず日本の家が親族体系としてもつ構造的な特徴を、descent と filiation の概念を適用することによって明らかにする。

2 日本の家は、核家族関係と家的関係の二つの異質の社会関係を内包する。第一の核家族関係は、いわゆる核家族ないし小家族の「普遍性」の文脈において取上げられている社会関係を意味する。これは、家族に固有の機能にそくして構造化される小集団としての核家族結合より派生する関係であり、あらゆる時代と社会に普遍的な家族集団の核を構成する。ところで、核家族の社会関係は、基本的には嫡出の原理 (principle of legitimacy) すなわち、社会に完全に受け入れられる成員を生み育てる権利をもつものを明確にする規則によって規定される。この原理は、子供の社会的地位を決定し、それ故に子供に対する成人の役割義務を明確化することによって、子供の社会化に対して決定的な意味をもつ。家族の基本的機能、社会への成員の持続的な補充はこの原理によって保証される。マリノフスキーが嫡出の原理の普遍性¹⁸⁾ を強調したのは、このような家族の代置機能との関連においてであり、このことは核家族がこの原理を契機にして構造化されることを意味する。したがって、婚姻もこの原理との関連を無視しては正当に理解しえない。「誰と誰とが結婚するか」ということは、子供の社会的地位の附与、子供に対する養育および社会化の責任との関連において決定される。英国王立人類学協会の研究手

引書の「結婚は女性に生まれた子供が配偶者間の承認された嫡出の子供 (recognized legitimate offspring) であるような一人の男性と一人の女性との結合である」¹⁹⁾ という規定は以上の文脈において理解されるべきである。核家族が両親と未婚の子供たちから構成されるという構成論の特徴も、この原理に関係づけることによってはじめて意味をもつといつてよい。

ところで、filiation は嫡出の原理に直接関係する。前述のように、それは次のような概念内容をもつ。第1にそれは特定の親族による子供の保護・養育活動を含む諸活動の複合体であり、第2に家族の内在的関係において発生し、外在的関係における認可を必要とする関係であり、したがって第3に個人の地位を確定し明確化するための身元証明書を意味する。したがって、それは基本的には嫡出の原理によって規定され、この原理から派生した核家族における親一子間の役割関係を明示する概念であるといつてよい。さらに、filiation は嫡出の原理から派生した関係として普遍的に双性的に設定される。なぜなら、嫡出の原理はマリノフスキーの父性の強調にもかかわらず、母性にも拡大されるべきであるからである。²⁰⁾ このように、核家族は嫡出の原理を基軸にして構造化され、filiation の概念が明示するところの親一子間の役割関係を核とする社会関係を構成し、親族体系にそくしていえば、bilateral filiation の性格を帯びる。日本の家は、一方ではこのような社会関係を内包し、他方ではそれとは対立的な結合契機—家的関係—をその内部において統合している複合体であると理解すべきであろう。

日本の家が内包する第二の契機は、家的関係である。核家族が嫡出の原理によって構造化されるように、この関係は家父長制的構造原理に関係する。日本の家は、歴史的・社会的制度として伝統志向の原理を基軸にして構造化され、それ故に、家自体がもつ伝統的規範ないし秩序に対する家成員のピエテートにもとづく従属関係を基軸にして統合される。超世代的な系譜的連続への要求や傍系親族、非血縁者の包容という日本の家の特質は基本的にはこのような家の構造原理に由来する。ところで、家の伝統の継承は、個人の descent を基準にして展開される。すなわち、家の系譜的連

続したがって家の伝統の継承は、父親を媒介にして、息子と彼の祖父あるいはそれ以上の系譜的先行者である男性の祖先との間に設定される descent の関係を基準にすることによって可能になる。したがって、家は親族体系にそくしていえばもっぱら patrification の連続的段階からなる系統のみを有効な関係として認めるところの父系出自集団であり、家はこのような親族体系として伝統志向的原理を実現することを可能ならしめられる。もっとも、家の相続に男子を欠く場合、伝統の断絶よりも娘に婿をとるか夫婦養子による継承を行なう事例が多かったことは事実である。しかし、この事実は必ずしも家の構造が「血縁関係を絶対条件としていない」²¹⁾ということの意味しない。非血縁者であっても、filiation の社会的認知が行なわれることを前提としており、filiation を基準とする系統関係を社会的に有効な関係として承認し、それぞれ descent を設定していると解釈すべきであろう。また、理念として、継承者である息子と娘の選択が常に同等の価値で認められたとはいえない。ノーマルな条件をもつ息子が存在すれば、男系親族を優先させるという価値体系が存在したことは否定しえない。²²⁾

このように、日本の家は二つの対立的な構造原理が不可分に結合しつつ、対立的に経過する過程である。したがって、家の社会関係は一方では filiation に明示される親一子間の役割関係を、他方では伝統志向的な行動のパターンを内包し、それ故に、patrification および matrification とともに父親より上の世代の先行者である男性の先祖より派生し、それとの関係によってのみ獲得しうる patrilineal descent が重層関係を構成する。このような意味で、家は親族体系にそくしていえば bilateral filiation と patrilineal descent の二重構造を構成するといつてよい。喜多野清一の「家共同体」は「より上級の家族制度の単位としての家」と「核としての小家族」を不可分に結合するという命題²³⁾は、親族論の視点からいえば上記のように理解することが可能であろう。

3 日本の親族組織は、同族組織と親族関係の二つの親族体系を構成要素として内包している。これらの二つの体系は、ともに家に内包される二つの社会関係の外部的な拡大の結果である。すな

わち、同族団は家に内包される伝統志向的原理を規準にして組織化され、家をもつ patrilineal descent の側面が家の範囲を超出した親族体系にまで拡大した結果であり、同様に親族関係は、家が内包する核家族関係をモデルとする結合であり、bilateral filiation の連鎖的拡大の結果として構成される関係である。全体としての親族組織とその構成単位との間の、体系としての一貫性、したがって、二つの親族体系の共生関係と同時的展開の論理とメカニズムは、家自体を重層構造として把える視点によって、はじめて明確にすることが可能になる。

同族団は、家の出自関係の相互認知、すなわち家の系譜関係の相互認知を構造原理として、本末の系譜につながる家連合としての性格をもち、本家を頂点とする権威的な庇護、奉仕関係を基軸にして組立てられる。ところで、この家の系譜関係は、親族体系にそくしていえば、patrification の共通性を媒介にしてその連鎖的な段階からなる系統を基準とする descent を基盤にして成立する。たとえば、兄弟分家の場合、本家一分家および分家間の関係は、基本的には sibling の関係原理ではなく、patrification の共通性を媒介とする descent を基準にして成立する。このことは、本家と分家が co-filiation すなわち共通の系統関係を結節点として、その系統が祖父あるいはそれ以上の世代の単一の祖先に父系的に収斂するという事実ないし意識を結合の基準としていることを意味している。したがって、同族団は体系としては patrilineage であるとみなければならない。

これに対して、親族関係は家に内包される bilateral filiation を中心的な関係として、その親族体系への双性的拡大を基準にして成立する。したがって、核家族における人間関係が、親子間の役割関係を含意する filiation を中心にして構造化されるように、親族関係者の相互に期待される役割ないし権威構造は、機能的な性格をもつ点で同族結合における制度的な役割・権威関係とは対照的である。このことは、基本的には filiation が子供の養育と社会化を含む諸活動の複合体として家族の内在的關係において成立する対関係であるのに対して、同族組織が基準とする descent およびその構造原理自体が家族に固有のものではなく

むしろ家族に外在する領域との関連において決定されることに由来する。

ところで、親族関係は親族体系論の文脈においては、*bilateral kindred* としての構造的特徴をもつ。すなわち、それは、構造的には *bilateral filiation* および *co-filiation* が家の範囲を超えて連鎖的に拡大する結果、*stock* の接合体である男系親族および女系親族を含む *cognate* を構成する。たとえば自己よりみて母の父は二組の *filiation* (*matrifiliation* と *patrifiliation*) の連鎖であり、兄弟の子は *co-filiation* と *patrifiliation* の連鎖を基準にして成立する。*kindred* の中心的な部分はこのようにして成立する *cognate* である。しかし、日本の親族関係は *cognate* 以外に *affine* を含むという特徴をもつ。したがって、*filiation* の連鎖的拡大という基準のみによって親族関係を理解しようとみるのは誤っている。ほんらい、*filiation* は *affine* に対立的な概念であり、それ故に、*filiation* の概念のみによっては日本の親族関係は説明しきれないという概念上の限界がある。もっとも、ある世代における *affine* は次の世代においてはその子供が双性的に *filiation* を設定する故に *cognate* に転換するが、両親は相互に *affine* の関係を維持する。²⁴⁾ このような意味で *cognate* と *affine* との概念的区別が必要である。このように、日本の親族関係は *filiation* の連鎖的拡大を基準にして成立する *cognate* を中核部分とし、婚姻を結節点として関係づけられる *affine* を含む *bilateral kindred* であるといつてよい。²⁵⁾

日本の親族組織が以上のような親族体系を基礎にして成立するものとすれば、このことからそれぞれの体系の構成的な特徴が導きだされる。同族団が集団としての永続性を維持し、系譜的連繋からはずれた家に対しては排他的地位を独占するという自律的集団としての特性をもちうるのは、基本的にはそれが *patrilineage* であることに由来する。また、親族関係が共時的には自己中心的に個人ないし家族ごとに異なる親族圏を設定し、異時的にはその関係が拡大、縮小するという構造上の流動性も、それがネットワークとしての *kindred* であることによる。

4 以上のように、全体としての日本の親族組

織は、親族体系にそくしていえば、一方では *filiation* の連鎖的拡大による *cognate* を中心的部分とし、*affine* をも包摂するところの自己中心的体系としての *bilateral kindred* と、他方では *cognate* の一部と重層する祖先中心的体系としての *patrilineage* が共生するという特徴をもつ。したがって、それは、一方では嫡出の原理に由来する核家族関係をモデルとする社会関係と、他方では家父長制的原理に由来する伝統志向的な行動のパターンとの共生関係を意味する。このことは、また個人を中心としてみれば、家の成員である個人が、二つの異質の親族的地位を自己のうちに統合した統合体であることを意味する。その第1は *bilateral filiation* を基準とする親族関係における地位であり、第2は父親より上の世代の先行者である祖先と父系的に連繋することによってのみ獲得しうる同族の成員としての地位である。このような二つの親族体系の共生関係、したがって、二つの親族的地位の統合の論理は、基本的には、家の内部構造を重層構造として把える基礎的視角から明確にすることが可能になる。

- 注 1) 光吉利之「同族組織と親類関係—丹後山村における株とイツケの構成と展開—」『社会学評論』65 (1966), PP. 22—41.
光吉利之「親族組織の動態分析」山根・森岡編『現代社会学の基本問題』(1966) pp. 163—183.
- 2) Schneider, D. M., "Kinship and Culture: Descent and Filiation as Cultural Constucts", *Southwestern Journal of Anthropology*. vol. 23. No. 1, 1967, P. 65
- 3) Fortes. M. "Descent, Filiation and Affinity: A Rejoinder to Dr. Leach: Part II", *Man*, No. 331. 1959, P. 206.
- 4) Schneider, D.M. op. cit., PP. 65—66.
- 5) Fortes, M. op. cit., P. 206.
- 6) Fortes, M. "Kinship and the Social Order" 1969, P. 255.
- 7) Fortes, M. *ibid*, PP. 261—262
- 8) Fortes, M. *ibid*, P. 262.
- 9) Fortes, M. *ibid*, P. 256.
- 10) Fortes, M. *ibid*, P. 270.
- 11) Fortes, M. *ibid*, P. 281.
- 12) Fortes, M. op. cit., P. 206.
- 13) Fortes. M. *ibid*, PP. 206—207.
- 14) Fortes, M. *ibid*, P. 207.
- 15) Fortes, M. "The Structure of Unilineal Descent Groups", *American Anthropologist*, vol 55, P. 33.
- 16) この場合の集団の所有は、共通の名称あるいは排他的な祭祀というような非物質的なものを対象と

してもよい。

- 17) 蒲生正男「日本の伝統的家族の一考察」岡正雄教授古稀記念論文集『民族学からみた日本』1970, PP. 49—76.
- 18) Malinowski, B., "Sex, Culture and Myth", 1963, P. 63
- 19) A Committee of the Royal Anthropological Institution of Great Britain and Ireland, (ed.), "Notes and Queries on Anthropology", 1964, P. 71
- 20) Goode, W. J., "The Family" 1964, P. 21.
- 21) 中根千枝「日本同族構造の分析」『東洋文化研究所紀要』第28冊, 1962. P. 140.
- 22) 蒲生正男「日本の親族組織覚書」『社』2の4. 1968, PP. 83—84.
- 23) 喜多野清一「同族組織と封建遺制」日本文科学会編『封建遺制』1953, PP. 175—195.
- 24) Freeman, J.D. "On the Concept of the Kindred" The Journal of the Royal Anthropological Institute of Great Britain and Ireland, vol. 91, Part 2, P. 201.
- 25) マードックは、kindred が姻族を排除するか包摂するかは、親族的諸活動への参加の単位が家族であるか、個人であるかによって決定されると理解している。Murdock, G.P., "The Kindred", American Anthropologist, vol. 66. No. 1, 1964, PP. 130—131.